

区立保育園の民営化に関する計画

1 新たな民営化計画の策定

区では、平成17年に「目黒区立保育園の民営化に関する当面の考え方」を定め、改築等の計画があった区立保育園3園を対象として公設民営方式(指定管理者制度)の導入を進めてきました。そして、その後の民営化については、3園の実施状況を踏まえ検討することとしていました。

しかしながら、今般の厳しい財政状況を踏まえた「緊急財政対策にかかる事務事業の見直し」の中で、「保育施設は、今後新規に整備する施設も含め、民営化を推進することを基本とする」という方針を決定し、これを受けて平成24年3月に策定した目黒区行革計画(平成24年度～平成26年度)において、「土地・建物の無償貸付や譲渡も含めた民営化に向けた具体的な計画を平成24年度中に策定し、着実な取組を図る」こととしました。

2 保育園の現状と課題

区における保育園待機児童数は、平成21年4月に過去最高の144人となり、これに対応するため、21年度から24年度までに600人以上の入所定員増を行ってきました。その結果、待機児童数は一旦50人程度に減少しましたが、0～5歳人口の増加と保育需要の高まりを受け、平成24年4月の待機児童数は、143人と21年度に次ぐ数となりました。今後も、しばらくはこの傾向が続くと予想しており、施設整備などによる定員の拡大が求められています。

また、区立保育園においては昭和40年代後半から昭和50年代に建築された施設が多く、今後、園舎老朽化に対応するためには多額の改修・改築経費が見込まれる状況にあります。

このような現状を踏まえ、保育園では、次のような課題を解決していく必要があります。

- (1) 待機児童の解消に向けた保育所定員の拡大が必要であること。
- (2) 築年数が40年前後で大規模改修等が必要となる区立園が多数あること。
- (3) 働き方に合わせた保育時間の延長など、今後も多様な保育ニーズに応えていく必要があること。
- (4) 限りある財源の中で将来にわたって継続的に安定した行政サービスを提供していくため、全庁をあげて行財政改革に取り組んでおり、保育分野においても民間活力の活用の推進や効果的かつ効率的な執行体制の構築が必要であること。

3 民営化の目的と手法

区では、これらの課題解決のための方策の一つとして、民営化を進めていきます。

なお、民営化する場合の区の財政上の負担については、公設民営の場合は、区立の保育園であり、その整備費及び運営費(指定管理経費)の全額を区の一般財源から捻出しなけ

ればならないため、区の負担が大きくなります。一方、民設民営の場合は、事業者が負担する整備費に対する補助及び区が支弁する運営費について、国庫負担及び都費負担があり、区が負担すべき額は軽減されることとなります。

そこで、上記の諸課題の解決を目指し、保育所運営費をできる限り圧縮しながら、保育所定員や保育サービスの拡大を図るために、「民設民営化」の手法を選択します。

4 民営化対象園の選定の考え方

次に掲げる点を考慮し、民営化の対象とする園を選定します。

(1) 施設の老朽度

老朽化した施設の更新は区全体としても喫緊の課題であり、第1に優先すべき点です。

(2) 施設の設置場所（公私の配置のバランス）

公私の保育園は、それぞれ特色を生かしながら独自の取組を行っており、選定に当たっては地域の公私のバランスに配慮していきます。

(3) サービス拡大の可能性

施設規模の拡大ができる場合には、定員の拡大や、一時保育などの新たな子育て支援施策の実施も検討します。

(4) その他の条件

複合施設など、特段に配慮すべき事情がある場合には、その点も考慮します。

5 民営化に当たって配慮すべき事項

民営化の実施に当たっては、子どもの最善の利益が図られるよう、次の点を踏まえて進めていきます。

(1) 保育の質を確保し、多様な保育サービスの提供が図られるよう、保育に関する学識経験者、保育園園長経験者などを委員とする選定委員会において適切な社会福祉法人を選定します。

(2) 子どもへの影響に配慮し、十分な引継ぎを行うとともに、民営化後も区として定期的な訪問や保育に関する相談、指導等を行います。

(3) 実施に当たっては、保護者の意見・要望を聴きながら進めます。

6 民営化までの基本的なスケジュール

次の表のとおり、3年間の期間で準備を行い、民営化することを基本として進めます。

民営化3年前	対象園の個別計画の提示 保護者説明 事業者公募条件の調整・確定 事業者公募
民営化2年前	事業者選定 新園の概要、施設計画等の説明（事業者）

	仮設園舎建設 仮設園舎へ引越し
民営化1年前	引継ぎに関する三者協議 新園舎建設（事業者） 引継ぎ・共同保育実施 新園舎へ引越し
民営化実施年	民営化（4月） 民営園に対する訪問、相談、指導等

7 現行の「公設民営園」について

現在、公設民営園として運営している「目黒保育園」「中目黒駅前保育園」「第二ひもんや保育園」については、指定管理者の指定期間の満了等の時点を捉え、それまでの運営状況が良好であれば、施設の貸与等による「民設民営化」を検討します。

8 計画の期間と民営化の対象等

今回の民営化計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。この計画期間内に民営化の対象とする園と民営化の時期は、次のとおりとします。

なお、各園個別のスケジュールの詳細については、民営化実施の3年前に提示します。

（対象とする園と民営化の時期）

平成29年度	中目黒保育園
平成31年度	上目黒保育園
平成32年度	東山保育園
平成34年度	鷹番保育園

なお、その後の民営化については、待機児童の状況や保育所等の整備状況を見ながら、引き続き検討していきます。